

育英資金選考事務要領

第1 学力の基準

- ① 基準
- ② 特例推薦基準（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程のみ）
- ③ 不登校及び特別支援学級の生徒等の学習成績の評定

① 基準

申請時に在学する学校における前学年(高等学校1年の場合は中学3年次、大学1年の場合は高等学校3年次)の学習成績の評定を全教科について平均した値が**3.0以上**であること。

② 特例推薦基準（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程のみ）

学習成績の評定が**3.0未満**であっても、以下の定めるところにより特例として学力の基準を緩和することができる。

◆特例推薦基準1：学習成績の評定が「2.7以上3.0未満」

- ① 生計を主として維持する者が規則で定める県内のへき地に居住している者
（「別表5 へき地該当小学校・中学校等一覧」（13頁））
 - ② 原子爆弾によって被爆した人の子女
 - ③ 災害、病気、その他の事故等により主たる生計維持者を失った者
 - ④ 中国帰国孤児の子女
 - ⑤ 申込前1か年以内において火災・風水害等により著しい被害を受けた者及び著しい被害を受けた者の子女
- ※ 学習成績の評定が、2.7以上3.0未満の者で上記の①～⑤に該当しない場合であっても、特例推薦基準2に該当する場合は、採用することができる。

◆特例推薦基準2：学習成績の評定が「3.0未満」

- ① 障がいのある者
（身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者及びこれに準ずる者）
- ② 次のアからエのいずれかに該当する者
ア) その者の属する世帯の全収入額（年収）が生活保護法の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算）の1.5倍の額※以

下の者

※「別表 4 特例推薦基準 2②のアに係る基準額算定表」(12頁) 参照。

- イ) その者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている者
- ウ) その者の属する世帯が地方税法の規定により市町村民税を非課税とされた者
- エ) その者の属する世帯が地方税法の規定により市町村民税を減免された者

③ 不登校及び特別支援学級の生徒等の学習成績の評定

(予約採用及び高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程 1 年次のみ)

不登校や特別支援学級への在籍等を理由に、学習意欲があり、在籍校(予約採用においては、進学先の高等学校等)を卒業できる見込みがあるにも関わらず、学習成績の評定がない生徒や 1.0 となる生徒がいる。そのような場合、学校により「○相当」というかたちで推薦調書に記入してもらい、その評定を参考に学力基準の適否を審査する。

学校が上記の形式でも評定を出せない場合、1.0 として扱う。

その場合も、学校において高等学校(特別支援学校含む)を卒業できる程度の学力を有することを推薦調書の「特記事項」に記入してもらう。

第 2 家計の基準

- ① 世帯人員の認定
- ② 所得金額、特別控除額及び認定所得金額
- ③ 所得(収入)の種類別による所得金額の算定
- ④ 所得金額算定上の注意
- ⑤ 特別控除額算定上の注意
- ⑥ 家計の判定
- ⑦ 家計判定上の注意

① 世帯人員の認定

ア 同居・別居を問わず、本人と生計を一にする者は同一世帯となる。

イ 同一の住居に居住している者は、原則として同一世帯員となる。

明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合には別世帯となる。互いに独立した生活を営んでいるかは、住民票上の世帯構成や水道光熱費の支払状況、資産や収入の管理状況等より総合的に判断する。

ウ 次の場合は、同一の住居に居住していなくても、本人と生計を一にするといえるため、同一世帯員となる。

a 主たる生計維持者が勤務地等の関係で別居しているとき。

- b 就学又は病気療養等のため一時的に別居しているとき。
 - c 別居の祖父母が主として扶養しているとき。
 - d その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。
- エ 児童養護施設に入所しているきょうだいは、生計を一にしないため、別世帯となる。
- オ 本人が「特別の事情にある人」又は「都道府県知事から委託されている人に養育されている人」である場合は、同一住居に居住していても、その世帯に属さない者とみなすことができる。
- ただし、ここでいう「特別の事情にある人」とは、2親等内の親族のうち、父母及び祖父母がなく、本人以外は20歳未満の兄弟姉妹だけの世帯構成のものをいい、20歳以上の兄弟姉妹であっても就学者及び長期療養、心身に障がいのある等のため経済力のない者である場合は20歳未満として取り扱うことができる。

② 所得金額、特別控除額及び認定所得金額

ア 所得金額

金銭・物品などの1年間の収入金額から必要経費※を控除した金額。

その算出方法は、世帯全員の所得について、③の**ア**及び**イ**により、所得の種類別に算出した金額を合計するものとする。

※ 必要経費…給与所得の場合は、「別表3－A 給与所得控除額算定式A」又は「別表3－B 給与所得控除額算定式B」（11頁）に掲げる算式により算出された控除額。算定式A、Bの適用については③－ア中「給与所得控除額について」参照。

イ 特別控除額

上記アの所得金額から控除することを認められた金額。

その算出は「別表1 特別控除額表」（8頁）による。

適用については「⑤ 特別控除額算定上の注意」（5頁）を参照。

ウ 認定所得金額

上記アの所得金額からイの特別控除額を控除した残りの金額を認定所得金額とする。

認定所得金額(ウ) = 所得金額(世帯の合計)(ア) - 特別控除額(イ) ≤ 収入基準額

※ 認定所得金額が収入基準額以下であれば、家計基準適格。

③ 所得（収入）の種類別による所得金額の算定

所得の種類 (収入)	留意事項
給与（年金）所得	所得証明書の「給与収入」「年金収入」又は源泉徴収票の「支払金額」 ※所得証明書以外の証明書による場合は、申請日現在の職の俸給・給料・賃金・役員報酬・歳費・賞与及び青色申告の専従者給与（白色申告の専従者控除分を含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（公的年金を含む。）の収入金額。
給与（年金）所得以外の所得	所得証明書の「所得金額」又は確定申告書の「所得金額」。 ※「営業等」、「農業」、「不動産」、「利子」、「配当」、「雑」の所得金額を合算する。「雑所得」については、年金収入金額がない場合のみ所得金額に合算する。年金収入金額がある場合は0円として取り扱う。 ※不動産や株式の譲渡所得のような一時所得は所得の計算に含めない。ただし、それらを事業として継続的に行っているような事情がある場合には含める。

ア 給与（年金）所得（収入）

現在の職の俸給・給料・賃金・役員報酬・歳費・賞与及び青色申告の専従者給与（白色申告の専従者控除分を含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（年金（恩給・老齢年金・遺族年金等を含む。）及び扶助費・傷病手当金等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等という支払金額）から「別表3－A 給与所得控除額算定式A」又は「別表3－B 給与所得控除

額算定式B」（11 頁）に掲げる算式により算出した額（給与所得控除額）を控除した金額を所得金額とする。

なお、給与（年金）収入の家計支持者が複数名いる場合の取扱いは、次による。

給与所得控除額について

■家計支持者に給与所得者が複数いる場合は、その収入金額の多寡により、適用する給与所得控除額算定式を別にする。

具体的には、主たる家計支持者（収入金額が多い方）には給与所得控除額算定式A（別表3-A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）には給与所得控除額算定式B（別表3-B）を適用する。

なお、家計支持者のうち一人のみが給与所得者の場合は、給与所得控除額算定式A（別表3-A）を適用する。

区 分	収入金額の 多寡	適用する算定式（10頁）
家計支持者 a （主たる家計支持者）	$a \geq b$	給与所得控除額算定式A（別表3-A）
家計支持者 b （従たる家計支持者）		給与所得控除額算定式B（別表3-B）

（注意事項）

- a 収入金額及び所得金額は、一万円未満を切り捨てて算定する。
- b 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得（年金所得）である場合は、収入金額を合算した後、所得金額を算出する。
- c 同一人で2以上の収入源があつて、給与所得と給与以外の所得である場合は、給与所得については上記算式により算出する。

イ 給与所得（収入）以外の所得

所得金額 = 所得証明書の「所得金額」又は確定申告書Bにおける「所得金額」

※申請年中に開業等した場合、「所得金額」は下記の金額を年額に換算して適用。

・事業（商業、工業、林業、水産業）所得（収入）

売上（収入）金額から必要経費として売上原価と営業経費とを差し引いたものを所得金額とする。（確定申告書B第1表の営業等欄の所得金額）

※売上原価…仕入れ分のうち、在庫分（たな卸資産）は含まない。

※営業経費…雇人費・専従者給与・減価償却費・業務に係る租税公課等、収入を得るための必要経費。

・農業所得（収入）

農作物の収入金額（粗収入）のほか、養蚕・牛・馬・豚・鶏等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入額を、すべて収入金額（粗収入）に加算して収入金額の合計（総粗収入）を算出し、これから必要経費（専従者給与を含む。）として、肥料、種苗、蚕種、飼料、燃料等（収入を得るために実際に消費した分）の購入費を差し引いたものを所得金額とする。（確定申告書B第1表の農業欄の所得金額）この所得金額には、自家消費分も含む。

・その他の所得（収入）

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医・弁護士・著述業・公認会計士・外交員・税理士等）によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、地代、内職収入、生活保護法による扶助費、失業給付金等の収入の場合で、それぞれの収入を得るための必要経費（専従者給与を含む。）を要したときは、収入

金額からその必要経費を差し引いたものを所得金額とする。(確定申告書B第1表の不動産、利子、配当欄の所得金額)

④ 所得金額算定上の注意

ア 所得金額の算定

- ・ 本人の属する**世帯全員**の所得金額を算定する。
- ・ 直近の所得証明書又は源泉徴収票等の収入金額を基礎に算定する。
算定は、貸与申請書に添付の「収入に関する証明書」により行う。

イ 前年の中途又は、本年新たに就職、転職、開業等により**収入源に変動があった場合は、次により申請時現在の状態で算定することができる。**

【例】[転職により減収している場合]

直近3か月分の給与明細書のコピー等をもって申請年の収入金額を推算する。

[退職により無収入となっている場合]

離職票、雇用保険受給資格者証のコピー等退職日が分かる書類をもって所得金額を0円で算定する。

上記により推算した金額を前年分の収入金額とみなし、前述の③ア、イにより所得金額を求める。

ウ 申請時現在**失業している場合**は、前年に所得があっても、失業前の収入は所得金額に算入しない。ただし、失業給付金受給中(受給予定を含む。)の場合は、受給額(見込額)を収入とみなし、所得金額に算入する。

■ 失業給付金の計算は次の式により計算し、給与収入として換算する。

【 基本手当日額×所定給付日数－申請前年中の給付額 】

なお、失業前の月収、失業の年月、現在の生活費の出所及び月額、健康状態、就職の見通し等を考慮して申請書提出の可否を判断する。

エ 前年に生産手段に被害を受けたため、収入が減少している場合は、被害を受けなかったものと仮定して所得金額を算出する。(「⑤ 特別控除額算定上の注意 カ」(7頁)参照)

オ 住宅建設、その他の借財による返済金は必要経費として認めない。

カ **所得金額の一万円未満の端数は、切り捨てる。**

キ **所得金額がマイナスとなる場合は、その人の所得金額は0円とする。**

ク プラスの所得金額とマイナスの所得金額がある場合は、マイナスの所得金額はゼロとして取扱い、プラスの所得金額を所得とする。

⑤ 特別控除額算定上の注意

所得金額から控除できる特別控除額は、「別表1 特別控除額表」(8頁)によるが、それぞれ該当する特別の事情を下記により認定の上、申請時の状態で適用する。

ア 「就学者」の控除

- a 小学校・中学校以外については、設置者(国公・私立)別、通学形態別に控除するものとする。
 - b 本人については、別に「別表1 特別控除額表」(8頁)の「区分B」により控除し、「区分A」と重複しての控除は行わない。
 - c 大学通信教育部及び大学院並びに短期大学の学生は大学学生分として、高等学校通信制の生徒は高等学校生徒分として、控除の対象とすることができる。
 - d 放送大学に在学する全科履修生は、私立大学学生分として控除の対象とするが、科目履修生・選科履修生は控除の対象とすることはできない。
 - e 高等学校・大学・高等専門学校の専攻科生及び別科生については、それぞれ高等学校生徒、大学学生、高等専門学校学生に相当するものとし、控除の対象とすることができる。
 - f 専修学校高等課程及び専門課程に在学している生徒は控除の対象となるが、専修学校一般課程に在学している生徒及び各種学校(予備校、職業訓練校等)に在学している者については、控除の対象とすることはできない。
- ※ 就学者控除の特例として、子ども(就学者、就学前の子。本人を含む。)が二人を超える

人数につき、本人に係る特別控除額に 50 万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できる。

イ 「母子・父子世帯」の控除

世帯の構成が次に該当する場合に適用する。

- a 母又は父と 18 歳未満の子女の世帯
 - b 母又は父と 18 歳未満の子女及び 60 歳以上で経済力のない（**年間収入金額が 50 万円以下**）祖父母の世帯
 - c 18 歳未満だけの子女の世帯
 - d 祖父母と 18 歳未満の子女の世帯
 - e 配偶者のいない兄弟と 18 歳未満の子女の世帯
 - f 配偶者のいない兄弟と 18 歳未満の子女及び 60 歳以上で経済力のない祖父母の世帯
- （注 1）18 歳以上の就学者及び長期療養、心身に障がいのある等のため経済力のない人は、18 歳未満に準ずる者とみなす。
- （注 2）祖父母及び兄弟は、それぞれ一方だけの場合も含む。
- （注 3）父又は母が行方不明であること、父又は母が別居し離婚調停中であることが、民生委員等の証明や学校の面接、家庭裁判所の審判所の写し等により確認できる場合は、母子・父子世帯として取り扱うことができる。

ウ 「障がいのある人」の控除

- a 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体に障がいがあると記載されている人又はこれに準ずる人
 - b 公害疾病の認定を受けた人で、かつ、当該公害による身体上の障がいのある人
 - c 原子爆弾によって被爆した人で身体の機能に障がいのある人
 - d 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人又は知的な障がいのある人と判定される人
 - e 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
 - f 常に就床を要し、複雑な介護を要する人
- なお、障がいのある人の自立支援（更正）医療費で次項エに該当する支出については「**長期に療養を要する人**」の控除も受けることができる。

（注 1）a の「準ずる人」の範囲

- (a) 戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている人
- (b) 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付申請中の人
- (c) 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けていない人でも、「身体障害者福祉法別表」の範囲の身体上の障がいがあることが明らかな人

（注 2）上記の d について

精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人については医師等による証明のできる者、知的な障がいのある人については児童相談所、知的な障がいのある人のための更生相談所、精神衛生センター又は精神衛生鑑定医の判定により知的な障がいがある人であることが明らかな人

（注 3）f の常に就床を要する人とは、介護されなければ自分で排泄ができない程度以上の人で 6 か月程度以上状況が継続している事実が明らかな人

エ 「長期に療養を要する人」の控除

申請時点において 6 か月以上の期間療養中の人又は療養を必要と認められる人とする。控除額は、申請時までの支出金額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額を算出する。

控除の対象費目については次のとおりとし、健康保険等により医療給付金を受けられる金額及び損害賠償等により補てんされる額は除く。

- a 医師又は歯科医師に対して支払う治療代及び診療代
 - b 病院又は診療所へ入院するために支出する費用
 - c あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療を受けるために支出する費用
 - d 看護人に対して支払う費用（看護人に対する賄い費を含む。）
 - e 治療又は療養のために支出する医薬品代
 - f 必要不可欠と認められる病院又は診療所への通院のための交通費
 - g 介護保険により受けた介護サービスの自己負担金
- （例）直近6か月分の領収書、医師の診断書等、支出金額の記載があるもの

オ 「主たる生計維持者が別居している世帯」の控除

別居のために特別に支出している金額とし、住居費、光熱水道費・家事用品等の実費に限る。ただし、71万円を限度とする。

経常的に支出している金額を証明できるものから年間の支出金額を算出（推算）する。推算する場合は、領収書等にその計算方法を明記した補助書類を添付する。証明書類の提出がない項目については控除できない。

※ 別居している主たる生計維持者の収入金額は、世帯へ送金してくる額の計上ではなく、主たる生計維持者の収入全てをその世帯の収入金額として計上し、別居のために特別に支出している額（例：住宅賃借料、光熱費等）のみを改めてここで控除する。

※ 別居している家族への扶養送金は、控除の対象とならない。

カ 「火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯」の控除

申請前年から申請時まで被害を受けたため、将来支出が増大したり収入が減少したりして長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる場合のみに限る（火災、風水害等については、「緊急採用」で対応できる場合もある。）。

控除額は原則として次のとおりとするが、保険・損害賠償等により補てんされた場合は控除対象外とする。

- a 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料・家具の購入費、修理費等とする。
- b 生産手段に被害を受けた場合は、2年以上の長期にわたって収入減を予想される年間金額とする。

（注）単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではないことに注意する。

なお、所得税の雑損控除を受ける場合には、その額を控除することができる。

⑥ 家計の判定

ア 収入基準額と所得金額とを対比して行い、**所得金額が収入基準額を超える場合は不承認となる。**

イ 前記アの収入基準額は、「別表2 収入基準額表」（11頁）に掲げる額のうち、世帯人員数に対応する額とする。

⑦ 家計判定上の注意

ア 所得金額は、証明書等により算定するが、必ずしも家計の実情や世帯の学資負担力を正しく反映しているとは限らないため、書類上不明瞭な点があった際には保護者や学校に確認する。

イ 本人の提出した申請書、証明書類等は、上記聞き取り等により個別の事情を確認した結果、**訂正及び補正を要する場合は、朱書記入**すること。

⑧ 特に配慮すべき家族の事情を証明する書類

下表に示す特定の事情がある世帯の場合、その内容を証明できる書類を添付させる。

- ・ 最近の減収・転職…直近３か月分の給与明細書のコピー等
- ・ 〃 退職…離職票、雇用保険受給資格者証のコピーなど、退職日が分かる書類
- ・ 家族に障がいのある人がいる…身体障害者手帳・療育手帳
 ・精神障害者福祉手帳等のコピー
- ・ 家族に長期療養を要する人がいる…医師の診断証明書、領収書（写し）等のコピー
- ・ 災害等の被害を受けた…り災証明書のコピー
- ・ 主たる生計維持者が単身赴任中…１か月分の住居費、光熱水費の領収書等のコピー

高校等

(単位:万円)

8

B 本人 を 対 象 と す る 控 除		就学者・就学前の子の 人数（申請者本人を含 む）			1人・ 2人	3人	4人	5人
	申込者本人が高等学校、高等専門 学校又は専修学校の高等課程に進 学する予定である場合				88	226	364	502
	申込者本人が高等学校、高等専門 学校又は専修学校の高等課程に在 学している場合	高等学校・高 等専門学校（1 ～3年次）・専修 学校（高等課 程）	国 公 立	自 宅	39	128	217	306
				自 宅 外	69	188	307	426
			私 立	自 宅	88	226	364	502
				自 宅 外	118	286	454	622
		高等専門学校 （4～5年次） 高等学校専攻科	国 公 立	自 宅	43	136	229	322
				自 宅 外	72	194	316	438
			私 立	自 宅	87	224	361	498
				自 宅 外	116	282	448	614

B欄の子供の数が5人を超えると時の控除額は、以下の計算による。

$$1・2人の控除額 + (1・2人の控除額 + 50)万円 \times (子供の数 - 2)人 = 控除額$$

大学等

(単位：万円)

区分	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額			
A	(1)母子・父子世帯 (2)就学者のいる世帯(児童・生徒・学生1人につき) (3)障がいのある人がいる (4)長期に療養を要する人のいる世帯 (5)主たる生計維持者が別居している (6)火災、風水害又は盗難等の被害を受けた	高校等の控除額と同額のため省略			
B	本人を対象とする控除 申込者本人が大学、短期大学又は専修学校の専門課程に在学している場合	就学者・就学前の子の人数（申請者本人を含む。）			
		本人の学校・通学の別		1・2人	3人以上の控除額
		大学・短期大学	国公立	自宅	23＋授業料(※)
				自宅外	70＋授業料
			私立	自宅	37＋授業料
				自宅外	84＋授業料
		専修学校(専門課程)	国公立	自宅	19＋授業料
				自宅外	64＋授業料
			私立	自宅	41＋授業料
				自宅外	86＋授業料

※「授業料」は年額（1万円未満四捨五入）。

※毎年度納入を要する「施設整備費」も「授業料」に含めて計算する。

別表2 収入基準額表

高校等

区 分		収入基準額
世帯人員	1人	103万円
	2人	165万円
	3人	190万円
	4人	206万円
	5人	221万円
	6人	234万円
	7人	246万円
	8人	257万円

※世帯人員が8人を超える場合は、1人増すごとに11万円を世帯人員8人の収入基準額に、加算する。

大学等

区 分		収入基準額
世帯人員	1人	139万円
	2人	198万円
	3人	212万円
	4人	229万円
	5人	239万円
	6人	250万円
	7人	262万円
	8人	274万円

※世帯人員が8人を超える場合は、1人増すごとに12万円を世帯人員8人の収入基準額に、加算する。

別表3 給与所得控除額

家計支持者に給与所得者が複数名いる場合は、主たる家計支持者（収入金額が多い方）には給与所得控除額算定式A（別表3-A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）には給与所得控除額算定式B（別表3-B）を適用する。

家計支持者のうち一人のみが給与所得者の場合は、給与所得控除額算定式A（別表3-A）を適用する。

別表3-A 給与所得控除額算定式A

給与所得の場合における控除額

年 間 収 入 額	控 除 額
268万円以下の場合	年間収入金額と同額（所得金額は0円）
268万円を超え400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+214万円
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

（注1）収入金額は万円未満を切捨てて適用する。算出した控除額は万円未満を四捨五入して適用する。

（注2）同一人で2つ以上の収入があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合計したあと万円未満を切捨てて適用する。

別表3-B 給与所得控除額算定式B

給与所得の場合における控除額

年 間 収 入 額	控 除 額
65万円以下	年間収入金額と同額
65万円を超え 180万円以下	年間収入金額×0.4 ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円
180万円を超え 360万円以下	年間収入金額×0.3+18万円
360万円を超え 660万円以下	年間収入金額×0.2+54万円
660万円を超え 1,000万円以下	年間収入金額×0.1+120万円
1,000万円を超え 1,500万円以下	年間収入金額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

(注1) 収入金額は万円未満を切捨てて適用する。算出した控除額は万円未満を四捨五入して適用する。

(注2) 同一人で2つ以上の収入があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合計したあと万円未満を切捨てて適用する。

別表4 特例推薦基準2②のAに係る基準額算定表 (生活保護基準額の約1.5倍の算定表)

区 分	基 準 額 (所得)
世帯人員	1人 165 万円
	2人 228 万円
	3人 274 万円
	4人 349 万円
	5人 417 万円
	6人 515 万円
	7人 572 万円
	8人 622 万円

※世帯人員が8人を超える場合は1人増すごとに65万円を世帯人員8人の基準額に加算する。

(一万円未満切捨て)

ただし、母(父)子家庭、障がいのある人がいる家庭については、上記基準額に次の加算額を加算できる。

区 分	加算できる対象者	加 算 額
母(父)子世帯	児童1人の場合	21 万円
	児童2人の場合	26 万円
	3人以上の児童1人につき加算する金額	3 万円
障がいのある人	身体障害者障害程度等級表の1, 2級に該当する者、療育手帳Aに該当する者、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者等	30 万円
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	20 万円

*上記児童には、就学者も含む

別表5 ヘキ地該当小学校・中学校等一覧
(ヘキ地手当等に関する規則(別表))

学校等区分	市郡名	町村名	学校等名
小学校	西都市		銀上小学校
	東臼杵郡	椎葉村	尾向小学校
	同	同	不土野小学校
	同	同	大河内小学校
	延岡市		三川内小学校
	児湯郡	西米良村	村所小学校
	東臼杵郡	諸塚村	諸塚小学校
	同	同	荒谷小学校
	同	椎葉村	椎葉小学校
	同	同	松尾小学校
	西臼杵郡	五ヶ瀬町	鞍岡小学校
	都城市		吉之元小学校
	同		御池小学校
	日向市		美々津小学校田の原分校
	同		坪谷小学校
	串間市		笠祇小学校
	西臼杵郡	高千穂町	押方小学校
	同	同	田原小学校
	同	同	上野小学校
	同	五ヶ瀬町	三ヶ所小学校
	同	同	坂本小学校
	同	同	上組小学校

	都城市		笛水小学校
	小林市		須木小学校
	串間市		大平小学校
	西臼杵郡	高千穂町	岩戸小学校
	同	日之影町	日之影小学校
	同	同	高巢野小学校
中学校	西都市		銀鏡中学校
	延岡市		三川内中学校
	児湯郡	西米良村	西米良中学校
	東臼杵郡	諸塚村	諸塚中学校
	同	椎葉村	椎葉中学校
	西臼杵郡	高千穂町	上野中学校
	同	五ヶ瀬町	五ヶ瀬中学校
	都城市		笛水中学校
	小林市		須木中学校
	西臼杵郡	高千穂町	高千穂中学校
	同	日之影町	日之影中学校
義務教育学校	延岡市		島野浦学園
	東臼杵郡	美郷町	美郷北義務教育学校
	同	同	美郷南学園